

平成 25 年度エコフィード緊急増産対策事業

食品残さ等飼料化分別マニュアル
(平成 25 年度版)

平成 26 年 3 月

食品残さ等飼料化分別普及検討会議
公益財団法人有機質資源再生センター

目次

序文 事業の背景と目的.....	3
1. エコフィールド製造事業者から見た飼料化のための分別とは.....	4
1-1 はじめに.....	4
1-2 飼料化のための分別収集のポイント.....	4
A) 各排出事業者の内容物とその特徴.....	5
B) 飼料化施設内部での分別.....	6
C) 従業員への啓発・教育.....	6
1-3 まとめ.....	7
2. 食品残さ等の排出実態調査実施報告.....	8
2-1 調査概要.....	8
2-2 調査結果概要.....	8
2-3 個別調査結果.....	11
3 卸・小売・外食産業での飼料化ポイント（関係法令）.....	17
3-1 はじめに.....	17
3-2 飼料安全法.....	17
3-3 廃棄物処理法.....	22
3-4 食品リサイクル法.....	25
参考資料1 飼料原料の利用規制状況.....	26
参考資料2 食品循環資源の分別保管事例.....	28
参考資料3 契約書記載事項について.....	30
参考資料4 飼料製造業者届の提出について.....	31

序文 事業の背景と目的

食料の自給率を向上させたり、地球温暖化を抑制したり、ということのためには、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業からの排出物を焼却処理するのではなく、資源として再生利用するという方向に、今、目が向けられています。

つまり、資源循環型社会の構築です。そこでは、上記の各事業所からの排出物は食品循環資源と定義され、飼料製造、肥料製造、メタンガス生産、油脂及び油脂製品の再生等の場面で原料として利用されています。

平成25年に始まった本事業、「食品残さ等飼料化分別普及体制構築事業」は食品循環資源の飼料化を支援するために実施するものです。パンくず、調理くずなどは、一般的に言って、家畜の飼料として高い栄養価を持つと同時に、輸入の穀類から製造される配合飼料よりも安価に畜産農家が入手できるという利点があります。

現在、食品循環資源から作られた飼料（エコフィード）の中で一定の基準を持ったものを認証する制度や、認証を受けたエコフィードを用いて作られた畜産物の中で、一定の基準を満たしたものを、エコフィード利用畜産物として認証するという制度も始まっており、食品循環資源の排出事業者→飼料化事業所→畜産農家→畜産物加工工場（食品産業）→食品販売（食品循環資源排出事業者）というリサイクルのループも一部で回り始めています。

それでは食品廃棄物の中で資源として利用され、真に食品循環資源となっているものの割合はどのくらいでしょうか。平成23年時点では、食品製造業が71%、食品卸売業が46%、食品小売業が30%、外食産業が16%という数値です。業種による差が大きいのが特徴です。食品小売業を細かく見てゆきますと、30%の利用の中で、飼料化が45%、肥料化が34%、メタン化が3%、油脂への再生が18%です。食品小売業では、30%の再生利用率をさらに高め、飼料化仕向量の増加が図られることが望めますし、その余地は大きいと考えられます。

この事業では、主に食品小売業と外食産業に焦点を当て、廃棄物の飼料化率をより高めるための方策として、「分別」を取り上げました。分別を徹底することで飼料化資源量を拡大することができるからです。

そのために、食品関連事業所の聞き取り調査や、目視調査を行いながら、分別の状況を確認し、優良事例を紹介するなどしながら、最終的には、「分別のマニュアル」を作成することとしています。